

社内で活用できる！年金やライフプランの知識を解説

年金・ライフプランレポート

【60歳以降働いた場合の年金～在職老齢年金】

令和2年3月末に高年齢者雇用安定法の改正が成立し、令和3年4月より65歳から70歳までの就業確保が努力義務となります。これから働く高齢者は、一層増加することとなるでしょう。そこで、働きながら老齢厚生年金を受け取る在職老齢年金の仕組みについて確認します。

在職老齢年金とは、在職中（厚生年金保険の被保険者）に老齢厚生年金である報酬比例部分の額と給与や賞与の額の合計が一定の基準を超えると、報酬比例部分の一部または全部が支給停止される仕組みです。総報酬月額相当額と基本月額、基準額（60歳台前半は支給停止調整開始額、60歳台後半は支給停止調整額）の3つの組み合わせで計算されます。

①総報酬月額相当額・・・その月の標準報酬月額（給与）＋（その月以前1年間の標準賞与額（賞与）÷12）

②基本月額・・・老齢厚生年金の報酬比例部分（加給年金額を除く）÷12

共済組合等から老齢厚生年金を受け取る場合や厚生年金基金（代行部分）を受け取る場合は、報酬比例部分に含めて計算をします。加給年金額は、報酬比例部分の一部または全額が支給される場合は全額支給されます。

③基準額

支給停止調整開始額（60歳台前半）・・・28万円（令和2年度額）

支給停止調整額（60歳台後半）・・・47万円（令和2年度額）

1 60歳台前半の在職老齢年金

総報酬月額相当額と基本月額を合計した額が28万円以下の場合、年金が全額支給されます。総報酬月額相当額と基本月額を合計した額が28万円を超える場合は、超えた額の半分の年金が調整されます。

【60歳台前半の在職老齢年金の支給停止額】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が 28万円以下		支給停止なし（年金は全額支給）
基本月額が 28万円以下	総報酬月額相当額が47万円以下	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 \times 12$
	総報酬月額相当額が47万円を超える	$\{ (47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \} \times 12$
基本月額が 28万円を超える	総報酬月額相当額が47万円以下	総報酬月額相当額 $\times 1/2 \times 12$
	総報酬月額相当額が47万円を超える	$\{ 47\text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \} \times 12$

2 60歳台後半の在職老齢年金

総報酬月額相当額と基本月額を合計した額が47万円以下の場合、年金が全額支給されます。総報酬月額相当額と基本月額を合計した額が47万円を超える場合は、原則超えた額の半分の年金が支給停止されます。総報酬月額相当額は報酬比例部分のみの年金が対象ですので、老齢厚生年金額の一部である経過的加算と老齢基礎年金は全額支給されます。厚生年金保険として被保険者の加入は70歳になるまでですが、70歳以上の在職中の人にも在職老齢年金が適用となり、平成27年10月からは昭和12年4月1日以前生まれの方も対象になりました。

【60歳台後半の在職老齢年金の支給停止額】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が 47万円以下	支給停止なし（年金は全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が 47万円を超える	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12$

年金相談の場で、老齢厚生年金を請求されていない方にお会いすることがあります。請求していない理由をお聞きすると、「働いていると年金は受け取れない。」や「基準額を超える給与額があると年金は受け取れない。」などの勘違いをされているようです。在職老齢年金の支給額を下の方の見表で見てみましょう。在職老齢年金の年金額を全額は受け取れなくても、一部を受け取れる方が多いのではないのでしょうか。また、在職老齢年金の仕組みは、厚生年金保険の被保険者でない働き方であれば、年金の停止はありません。

60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金は、繰下げ制度がありませんし遅く年金請求をしても遡って在職老齢年金が適用になります。厚生年金保険の被保険者であっても年金の請求をしておけば、65歳になると経過的加算と老齢基礎年金は全額支給されます。支給開始年齢を迎えたら、働いていても早めに年金の請求をすることをお勧めします。

○在職老齢年金 支給見表

【60歳台前半】

単位 万円

		基本月額（年金）						
		2万	4万	6万	8万	10万	12万	14万
総報酬月額相当額	14万	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0
	16万	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.0
	18万	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	11.0	12.0
	20万	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	10.0	11.0
	22万	2.0	4.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0
	24万	2.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
	26万	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
	28万	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0
	30万	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0
	32万	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
	34万	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0
	36万	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0
38万	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	
40万	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	
42万	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

【60歳台後半】

単位 万円

		基本月額（年金）						
		2万	4万	6万	8万	10万	12万	14万
総報酬月額相当額	33万	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0
	35万	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.0
	37万	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	11.0	12.0
	39万	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	10.0	11.0
	41万	2.0	4.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0
	43万	2.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
	45万	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
	47万	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0
	49万	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0
	51万	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
	53万	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0
	55万	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0
	57万	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0
	59万	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	61万	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0